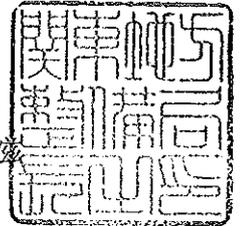




国 関 整 道 調 第 4 号
2 1 都 市 基 街 第 1 0 号
平 成 2 1 年 4 月 2 0 日

三鷹市長 清原 慶子 様

国土交通省関東地方整備局長
菊川 滋



東京都都市整備局長
只腰 憲久



東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）「対応の方針」
（素案）に係る三鷹市の要望書について（回答）

平成21年3月9日付け20三都ま第948号及び20三都ま第948号の2により要望のありました事項について、別紙のとおり回答するとともに、三鷹市の要望の主旨を踏まえ、国土交通省と東京都が地域の課題に対し、現時点での考え方をとりまとめた「対応の方針」に反映します。

今後、この「対応の方針」に基づいて、事業実施の各段階において地域の課題に対して詳細な検討を実施して参ります。

国土交通省と東京都は、今後とも三鷹市からの意見・要望について、真摯に対応して参りますので、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

「対応の方針」（素案）に係る三鷹市の要望事項への回答

(1) 交通

ア 都市計画道路の迅速な整備

東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）（以下、「外環」という。）の高速道路としての機能を最大限に発揮することに加え、周辺生活道路への通過交通の流入を極力抑えるためには、外環の完成を見据え、都市計画道路ネットワークを計画的に整備していく必要があります。

現在、東京都が事業着手している調布保谷線、東八道路、放射5号線については、早期完成に向け着実に事業を進めていきます。

三鷹3・4・11号線の三鷹3・4・13号線（新川二丁目交差点）を起点とする事業の実施については、その可能性などについて、調整を図ります。

連雀通り～人見街道（放射5号線まで）の交通安全事業については、三鷹市と調整を図り、必要な対策について、検討します。

三鷹3・4・12号線の東八道路から人見街道については、優先整備路線に位置づけられています。周辺のまちづくりの進展などを勘案し、道路整備について検討します。

三鷹市が施行している三鷹3・4・13号線（人見街道～連雀通り）の財政的支援について、引き続き必要な支援を実施します。

前述のとおり、周辺の都市計画道路の整備については、早期完成に向け着実に事業を進めます。

万一、周辺の都市計画道路の整備が大幅に遅れるなどの原因により、環境、交通、安全などについて、地域に大きな影響を与えることが判明した場合には、事業の進捗に合わせ、三鷹市、関係機関と協力のもと、現地の状況の把握、インターチェンジ周辺の交通分析、将来の土地利用動向などを踏まえ、具体的な対策について地域のみなさまの意見を十分聴きながら検討し、適切な役割分担のもと進めます。

イ 東八道路インターチェンジ周辺の交通対策

東八道路インターチェンジ周辺の交通対策にあたっては、要望の趣旨を踏まえ、インターチェンジ周辺の交通分析、将来の土地利用動向など様々な視点を踏まえ、円滑な交通の処理が行えるような具体的な対策について三鷹市とも十分に協議し、地域のみなさまの意見も十分に聴きながら進めます。

ウ 生活道路の交通対策

生活道路への通過交通の進入に対する対策を進めるにあたり、三鷹市が「くらしのみちゾーン」等の活用により事業を実施する場合には、事業制度の情報提供など、三鷹市と連携し、適切な役割分担のもと、通過交通の流入制限等の措置についての検討や関係機関との調整など、制度の活用に向けての支援を進めます。

また、東八道路インターチェンジ周辺で著しい渋滞や環境影響が生じた場合は、現地の状況を十分把握し、利用者や地域のみなさまの意見を聴きながら円滑な交通が確保されるよう、三鷹市や関係機関とともに、周辺の交通規制や大型車の規制、交差点改良等適切な対策を検討します。

(2) 環境

ア 環境監視体制の確立

外環事業における環境影響の把握については、大気質、騒音、振動、地下水など環境影響評価の項目に応じて、関係機関と調整の上、工事の施行中及び完了後の状況を適切に把握するための監視体制を整え、結果については適宜公表します。

本事業の実施により、万一、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られる場合には、迅速な情報提供を行うとともに、環境に及ぼす影響について調査し、三鷹市など関係機関と調整し、必要な対策を検討、実施します。

イ 大気質（換気所への対応）

事業実施段階においては、供用直前の中央ジャンクション及び接続する一般道路を含むインターチェンジ周辺、換気所周辺の大気質の環境基

準達成状況や短期的濃度について十分把握するとともに、周辺の建物や地形の状況も考慮して窒素酸化物及び浮遊粒子状物質（SPM）の削減技術の開発動向等を踏まえ、最新技術の適用について検討し、関係機関と連携して、適切な措置を講じます。

工事着手前までに、東京都環境影響評価条例に基づき、調査項目毎に工事の施行中と工事の完了後に区分し、調査事項、調査地域及び調査手法を整理した事後調査計画書を作成し、これに基づき大気質の事後調査を事業の進捗にあわせて実施します。また、結果については適切に公表します。なお、工事の施行中や工事の完了後に実施する調査の実施箇所は、環境影響評価における予測地域等を勘案し決定して参ります。

また、換気所の処理能力や維持管理の方法、故障時の対応等については、設計時において最新の事例も考慮しながら、適切に対応できるよう検討して参ります。

ウ 騒音

中央ジャンクション部における環境保全措置として、距離減衰による減音効果等が見込まれる環境施設帯の設置はもちろんのこと、排水性舗装の敷設や遮音壁の設置等を実施します。また、中央ジャンクション部の事業実施に伴い、現況のコミュニティに影響が生じる箇所については、分断道路の機能を補完する道路や蓋かけ部の有効活用等により影響を極力小さくするよう出来る限り蓋かけを整備します。蓋かけができない箇所については、事業実施段階で技術開発の動向等を踏まえ、最新技術の適用についても検討します。

なお、事業実施に伴い失われる緑の量の回復にあたっては、三鷹市の「三鷹市緑と水の基本計画」を踏まえ、道路の存在によって失われる緑の量と同程度以上の緑の回復を図ります。

エ 地下水

地下水への影響については、適切な組織体制を整え、施工方法、工事手順、モニタリング方法、メンテナンス方法等について関係者等の協議を十分に行った上で、最新の知見及び今後の技術開発の動向を踏まえ、周辺の地下水利用状況も考慮に入れた上で、地下水の流動保全のための最新技術の適用を検討します。

また、地下水位についてはモニタリング調査を実施し、結果については適切に公表します。

事業実施段階における地下水流動保全工法の具体的な検討にあたっては、他の施工事例を把握し十分参考にするとともに、中央ジャンクション周辺の地質及び地下水等の詳細な調査や、地下水の流動状況について詳細な分析を行いつつ、長期的な維持管理方法の適用可能性についても検討した上で、現地の地層状況や現場条件及び施工条件に応じた適切な工法を選定します。

地下水流動保全工法を実施した箇所における供用後から現在までの状況について確認できた14の実施事例では、事業に起因する新たな地盤沈下や井戸涸渇の発生は認められない、又は、地下水位が安定した状態となっています。

本事業の実施により、万一、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られる場合には、迅速な情報提供を行うとともに、環境に及ぼす影響について調査し、三鷹市など関係機関と調整し、必要な対策を検討、実施します。

(3) まちづくり

ア 蓋かけ上部の利用（北野の里（仮称）創出に向けた対応・支援）

蓋かけ部の上部の整備については、設計段階から、地元の意見を十分に聴きながら地域特性や三鷹市のまちづくり計画にも配慮し、公園または緑地的な利用が可能となるよう検討します。国土交通省及び都は三鷹市の意向を踏まえ、要望事項を推進する立場から、関係機関等との調整に努めて参ります。事業実施段階における整備主体や整備後の管理主体については、具体的な検討内容を踏まえながら、三鷹市等と十分協議して参ります。

イ 都市農地の保全（農業環境の保全及び活性化の支援）

農地の代替地については、関係権利者のみなさまや周辺の農地所有者などに対して意向調査を実施し、関係権利者のみなさまの意向をできるだけ反映できるよう、関係機関の協力を得ながら代替地の確保、斡旋及び情報提供並びにそれらに関する仕組みづくりの検討などを実施します。

また、蓋かけ部の上部の整備については、設計段階から、地域のみな

さまの意見を十分に聴きながら地域特性や三鷹市のまちづくり計画にも配慮し、公園または緑地的な利用が可能となるよう検討します。国土交通省及び都は三鷹市の意向を踏まえ、要望事項を推進する立場から、関係機関等との調整に努めて参ります。事業実施段階における整備主体や整備後の管理主体については、具体的な検討内容を踏まえながら、三鷹市等と十分協議して参ります。

ウ 良好な住環境等の維持及び創出

蓋かけ部、ジャンクション周辺及びジャンクション整備に伴い整備される都市計画道路の沿道において、三鷹市の都市計画マスタープラン等の目指すべき将来像の実現に向け、三鷹市と協議しながら適切に都市計画制度が活用されるよう、必要な支援を実施します。

エ 吉祥寺通り及び北野中央通りの分断に対する対策

バスルートである吉祥寺通りや北野中央通り等の分断対策として、バスルートの確保については、現状を十分把握した上で、三鷹市と一緒に地域のみなさまの意見を聴くとともに、バス事業者など関係機関と協議しながら、機能の確保を検討します。

吉祥寺通りや北野中央通り等の分断道路の機能を補完する道路の整備にあたっては、行き止まり道路の状況、周辺的生活道路の状況を把握した上で、地域のみなさまの意見を聴きながら、三鷹市とともに検討し、それまでの利便性の低下が生じないよう機能確保に努めます。

オ 仙川の親水公園

外環、中央道及び仙川で囲まれた三日月地域については、環境施設帯の設置等による環境対策、蓋かけ部の有効活用等により、現況のコミュニティ、生活環境に生じる影響が極力小さくなるよう検討を行います。あわせて、沿線地域のまちづくりの観点から、住民の意向を十分に聴きつつ、計画的な土地利用が図られるよう検討します。

中央ジャンクション区域に面した仙川及びその周辺について、自然との触れ合いの場の検討など、計画的な土地利用が図られるよう適切な役割分担のもと、検討します。

(4) 安全・安心

ア 安全・安心の空間整備

高架下や環境施設帯などの治安悪化への対策については、環境施設帯を含むジャンクション部において開放的な空間となるよう適切な施設配置に努め、防犯対策についても適切に検討します。なお、具体的な対策内容や方法につきましては、供用前までに地域のみなさまの意見を聴きながら、関係機関と連携し、検討を実施します。

生活道路への通過交通の進入に対する対策として、生活道路において、子供や高齢者を含めた誰もが安全に歩行出来る空間を確保するために、速度抑制や自転車・歩行空間の確保のためのハンプ・狭さく等の設置や歩行空間のバリアフリー化などの整備を実施できる「くらしのみちゾーン」等の事業制度の情報提供など、三鷹市と連携し適切な役割分担のもと、通過交通の流入制限等の措置について検討を進めていきます。

イ 防災のまちづくり

トンネル等の道路構造物の排水等に関する安全性及び災害時における安全対策については、各種設計基準に基づき、設計を進めていくとともに、排水性舗装、透水性舗装等の採用による雨水対策について検討していきます。

また、ジャンクション部を利用した防災拠点等の整備についても、地域のみなさまの意見を聴きながら三鷹市と連携し検討します。

(5) 工事中

ア 工事中の安全性の確保及び環境負荷の低減

中央ジャンクションに係る工事用車両については、中央高速に直接乗り入れできるようにし、吉祥寺通りなどの地域の一般道を極力利用しない計画とします。また、一般道を利用する場合には、工事用車両の通行に伴う安全性を十分考慮した上で、台数、運行ルート、運行時間等について地域のみなさまへ説明するとともに、意見を聴きながら周辺地域への影響が小さくなるよう努めます。

工事中に分断が生じる道路については、切り回し道路の設置等により必要な機能を工事前までに確保します。また、切り回し等の対策の具体化にあたっては、通学路等の状況も十分に考慮し、地域のみなさまの意

見を聴きながら対応します。

夜間工事を行う場合には、工事日時等について周知を行うなど、周辺住民への影響が小さくなるよう努めます。

(6) 用地・補償

ア 代替農地の確保

中央ジャンクション計画地内の農地の代替地については、関係権利者のみなさまや周辺の農地所有者などに対して意向調査を実施し、関係権利者のみなさまの意向をできるだけ反映できるよう、関係機関の協力を得ながら代替地の確保、斡旋及び情報提供並びにそれらに関する仕組みづくりの検討などを実施します。

代替地として確保した土地については、三鷹市と調整し、適切な維持管理に努めます。

イ 居住者への対応

事業説明会以降、土地所有者、建物所有者及び関係権利者の方々を対象に用地説明会等を開催し、用地補償に関する進め方、補償の内容等について説明後、各家庭を訪問するなど個別に補償内容の説明を実施します。

また、外環計画に伴い移転を余儀なくされる方々には、少しでも早く生活再建が図られるよう適切な補償を行うとともに生活再建に関する相談や代替地の斡旋、情報提供など十分な支援を行うよう誠意をもって努めます。

用地取得に際して、土地の一部が事業計画線にかかる場合は、事業に必要な部分を分筆して土地を取得していくことが基本となります。したがって、損失補償基準に基づき、残った土地（残地）に関して、価格の低下、利用価値の減少等の損失が生じるときは、これらの損失額を補償します。ただし、残地が著しい利用価値の減少、従来利用していた目的に供することが著しく困難な場合かつ当該残地を取得しないことが生活再建上支障となると認められる場合については、個別に判断します。

(7) 計画検討の進め方

ア 総合推進組織・窓口の設置

地域のみなさまに検討状況や事業のスケジュールなどの具体的な情報をわかりやすく、できる限り速やかにお知らせします。

また、市民の窓口としての対応及び沿線各区市等との連携については、引き続き、東京外かく環状道路調査事務所にて丁寧な対応を行うことを基本とします。事業実施段階においては、対応窓口としての役割が適切に行われるよう、関係機関と調整します。

イ 市民と協働のまちづくりの推進

地区検討会をはじめ、地域のみなさまから頂いた意見を踏まえ、「対応の方針」をとりまとめて参ります。今後は、要望の趣旨を踏まえ、詳細な検討の各段階で、引き続きP Iの手法を取り入れ、地域のみなさまの意見を聴きながら、具体的な検討を実施します。なお、具体的なP Iの進め方については、三鷹市の意見を聴きながら検討します。

地下水・交通問題等の課題毎に地域のみなさまの意見を十分に聴くとともに、必要に応じて有識者の意見も聴きながら、具体的な検討を実施します。

ウ 将来交通量予測の情報提供

今後、平成17年の道路交通センサスや新たな人口推計等の最新データをもとにした新たな交通需要推計による整備効果の検討や外環開通後の効果の調査結果などについて、とりまとめ次第公表し、丁寧かつ正確な情報提供を実施します。

エ 地上部街路「外環ノ2」への適切な対応

都は、地上部街路について、平成20年3月に「外環の地上部の街路について（検討の進め方）」を公表し、検討の視点と検討のプロセスを明らかにしました。

これに基づき、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で、地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、

都市計画に関する都の方針を取りまとめていく考えです。

検討にあたっては、外環本線について話し合う場とは別に、地上部街路に関する話し合いの場を新たに設け、地元のみなさまとの話し合いを行って参ります。また、これまで地域課題検討会でいただいたご意見は今後の地上部街路の検討に活かして参ります。

都は、沿線の各区市の意向を踏まえながら、話し合いの枠組みや、必要性やあり方を検討するためのデータ作成等、地上部街路に関する話し合いについての準備を進め、早期に地元のみなさまとの話し合いが実現できるよう努めて参ります。

国土交通省は、外環計画のこれまでの経緯を踏まえ、外環ノ2の話し合いが行われる際には、話し合いに参加し、必要な協力を実施します。

オ 不測の事態への対応

本事業の実施により、万一、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られる場合には、迅速な情報提供を行うとともに、環境に及ぼす影響について調査し、三鷹市など関係機関と調整し、工事の見直しを含めた適切な対策を検討、実施します。

カ 都市計画変更案に係る42項目の意見書の反映

三鷹市より平成21年3月9日付け20三都ま第948号にて提出のあった要望書及び東京外かく環状道路計画の都市計画変更案に係わる三鷹市の意見書に関しては、今後も、積極的な関連情報の提供に努めるとともに、三鷹市や住民の意向に応えるため三鷹市と連携して具体的な検討を進めるなど、各段階に応じて適切に対応します。